

## 令和2年度 岸和田市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度岸和田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	87,895 戸(令和3年3月末見込)
(2) 年間総配水量	22,577,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	61,855 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	① 新設改良事業 388,016 千円 ② 第3次施設更新事業 925,803 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,193,828 千円
第1項 営業収益	3,846,139 千円
第2項 営業外収益	347,559 千円
第3項 特別利益	130 千円
支 出	
第1款 事業費用	4,050,695 千円
第1項 営業費用	3,810,828 千円
第2項 営業外費用	234,667 千円
第3項 特別損失	2,200 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額808,224千円は、過年度分損益勘定留保資金43,532千円、当年度分損益勘定留保資金655,452千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,240千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,220,330 千円
第1項 企業債	1,022,300 千円
第2項 固定資産売却代金	30 千円
第3項 他会計負担金	13,800 千円
第4項 他会計繰入金	62,200 千円
第5項 補助金	112,000 千円
第6項 他会計貸付金返還金	10,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,028,554 千円
第1項 建設改良費	1,322,767 千円
第2項 企業債償還金	705,787 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	第3次施設更新事業	千円 5,137,660	令和2年度	千円 851,360
				令和3年度	1,089,600
				令和4年度	1,128,680
				令和5年度	1,224,520
				令和6年度	843,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
新設改良事業	千円 290,800	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 機構 銀行 その他	年以内 40	年以内 5	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
第3次施設更新事業	千円 731,500							

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 560,451 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,928千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,231千円と定める。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永野耕平